

ID: 5426

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	応急仮設建築物の存続許可		
法令名 根拠条項	建築基準法第 85 条第 3 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 8 5 条（仮設建築物に対する制限の緩和）の規定による			
標準処理期間	30 日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日